

平成 1 6 年度税制改正に関する要望

平成 1 5 年 9 月

名古屋商工会議所

わが国経済は、深刻なデフレに陥っており、今なおデフレ脱却への明確な道筋を見い出せないままにいる。

「失われた十年」ともいわれる長い景気低迷から一刻も早く抜け出し、少子・高齢化や産業面での国際競争がますます激化するなかで、企業活力の向上を基本に21世紀の諸々の課題に十分対応できる「強靱で活力ある日本」の礎を築くことが、いま強く求められている。


このためには、財政、金融をはじめ可能な限りの政策手段を講じ、投資や消費を刺激し、総需要を喚起する一方、企業活力向上に向けた環境整備を進める必要があり、「税制」は極めて有力な手段といえる。

16年度税制改正にあたっては、何よりも企業の活性化、特に中小企業の活性化を最重点に、土地流動化の促進、証券課税の簡素化等にも配慮し、わが国経済活力を高めることが肝要である。

昨今、厳しい財政状況を反映して、消費税を中心に増税志向の議論があるが、安易に増税に頼るのではなく、規制緩和や歳出の徹底的な合理化・効率化とともに、中小企業をはじめとする企業の活力、能力、元気を引き出す税制の確立こそ最も優先されるべきであると考えます。

以上の基本的な考えに基づき、平成16年度税制改正について下記のとおり要望する。

記

 は重点要望項目

・ 企業の活性化を促す税制措置

1 . 法人税の引き下げ

企業活動がますますグローバル化するなかで、わが国企業が活力を取り戻し、国際競争に打ち克つことが日本再生につながると考える。

このため、法人税の国際的整合性や地域産業の空洞化対策の観点から、法人税の基本税率(現行 30%)を一段と引き下げられたい。

2 . 減価償却制度の充実

事業の用に供される減価償却資産の償却年数が、実際の使用期間と乖離しており、また現在のような産業構造の変革期には投資リスクが大きいため、償却年数を短縮されたい。

特に、技術革新の早い情報通信機器やソフトウェア等については即時償却の導入を図られたい。

3 . 法人の土地譲渡益重課制度の廃止

土地の流動化と有効利用を促すため、法人の譲渡益重課制度(現在課税停止中)を廃止されたい。

4 . 外形標準課税制度の拡大反対

平成16年度から法人事業税に外形標準による課税が導入されるが、資本金1億円以下の企業に拡大することのないようにされたい。

5 . 欠損金繰越期間の延長と繰戻し還付の適用

青色法人並びに青色申告者の欠損金は、繰越期間が5年、繰戻期間が1年（適用停止中）に限定されており、米国における繰越20年、繰戻2年に比較して、十分なものとはいえないことから、繰越10年に延長されるとともに、繰戻還付の実施・延長を図られたい。

6 . 事業所税の見直し

事業所税は、資産割と従業者割の二本立てとなっているのに加え、資産割部分は固定資産税・都市計画税との二重課税、従業者割は外形標準課税との二重課税となっていることから、事業所税を廃止の方向で見直されたい。

7 . 連結納税制度の連結付加税の撤廃

連結納税を選択した場合、連結付加税として2%が法人税率に上乘せられるため、かえって税負担が重くなる場合があることから、撤廃されたい。

8 . 知的財産権における税制面での優遇措置

知的財産の流通促進のため、知的財産を譲渡する際の所得課税を軽減するとともに、知的財産の取得費用の一定割合を税額控除あるいは特別償却できる制度を創設されたい。

． 中 小 企 業 支 援 税 制

1 ． 中 小 法 人 の 定 義 の 拡 大

中小企業基本法において、中小企業の定義が変更されたのにもない、税法上「資本金 1 億円以下」となっている中小法人の定義を「資本金 3 億円以下」に拡大されたい。

2 ． 中 小 企 業 設 備 投 資 の 拡 充

中小企業投資促進税制については、設備投資を積極的に支援するための機械装置等に対する初年度 30% の特別償却または 7% の税額控除の措置が講じられているが、平成 16 年 3 月末に適用期限がくることから、適用期限を延長されるとともに、償却率および控除率を引き上げられたい。

また、投資リスク軽減のため、工場・事務所を建設した場合にも、特別償却や税額控除ができるような措置を導入されたい。

3 ． 研 究 開 発 促 進 税 制 の 拡 充

研究開発力強化の観点から、「中小企業技術基盤強化税制」について、税額控除の水準を引き上げるとともに、控除対象となる試験研究費について、その適用要件を緩和されたい。

4 . 同族会社における留保金課税の全面的廃止

同族企業が大半を占める中小企業にとっては法人税との二重課税となる留保金課税は、平成15年度改正で一定の要件を満たす中小企業法人は課税が停止されたが、その他の中小法人には引き続き課税されており、著しく不公平な制度が存置されていることから、全面的に撤廃されたい。

5 . 抜本的な事業承継税制の確立

事業用資産の承継は、事業の継続性を考えた場合、本来非課税とすべきであるが、欧米諸国の例に見られるように、5年程度の事業の継続を前提に、少なくとも課税対象額の5割を控除するといった制度を創設するなど、抜本的な事業承継税制の確立を図られたい。

さらに、取引相場のない株式の評価方法について、すべての規模の会社に類似業種比準方式と純資産価額方式の選択を認め、類似業種比準方式における減額率(30~50%)を50%に統一するなど評価方法を見直されたい。

6 . 中小企業軽減税率の適用所得金額の引き上げ

法人税の中小企業軽減税率について、適用所得限度額800万円を1,500万円に引き上げられたい。

7 . ベンチャー企業への投資支援税制の拡充

ベンチャー企業育成支援のため、投資損失と他所得の損益通算をはじめ、出資額の一定割合の所得控除・税額控除等エンジェル税制の拡充を図られたい。

8 . M & A にかかる譲渡益課税の軽減

M & A による起業促進や企業の新たな分野進出、企業体質の再生・強化を促進するため、経営権の譲渡に伴い株式を売却した場合の税率を上場会社並みに 26% から 20% に引き下げられたい。

・ 資産デフレ克服に向けた税制対応

1 . 土地税制全般に対する見直し

土地に関する税制は保有課税・譲渡所得課税・取得課税が複雑に混在しており、土地流動化の阻害要因となっている。

このため、特別土地保有課税・地価税については廃止、不動産取得税については大幅な軽減、登録免許税については手数料並みへの引き下げを実現されたい。

また、国税としての固定資産の評価基準と地方税の償却資産基準を同様に扱われたい。

さらに、特定の事業用資産の買換えの場合等の課税の特例(適用期限平成 15 年 12 月)については、その適用期限を延長されたい。

2 . 固定資産税の軽減

バブル期の土地対策の一環として実施された評価額引き上げは、固定資産税の引き上げを伴い、現在も続く地価・建物下落傾向に反して重税感が強くなっている。

そこで、土地、建物の評価方法の見直しにより、固定資産税を軽減されたい。

3 . 住宅ローン税額控除制度の延長

住宅ローン税額控除制度について、平成16年からの新規居住分についても、現行の措置を延長されたい。

4 . 住宅投資促進税制の拡充

住宅取得の促進に向けて、住宅ローン利子の所得控除制度を恒久的措置として創設されたい。

併せて当面、住宅ローン税額控除制度との選択適用を認められたい。

・ 株式市場活性化のための税制措置

1 . 有価証券譲渡益課税の見直し

新証券税制は、非常に複雑でわかり難く、個人の株式離れを招きかねない。

このため、譲渡益課税については廃止の方向で、見直されたい。

2 . 相続税評価額の減額

個人の株式の中長期保有を促進する上で、上場株式等の相続税評価額については、価格変動リスクを十分配慮し、時価から減額して評価することを検討されたい。

． 地域防災並びに地域活性化のための税制措置

1 ． 防災住宅等に対する税制措置の拡充

名古屋市・東海地域内における地震防災対策強化地域内で、耐震性が不十分と診断された住宅について、大規模改築や建て替えを促進するため、住宅ローン減税の借入金の最高限度額、控除期間の拡大を図られたい。

また、同じく耐震性の面で問題があるとされた事業所において、防災対策を促す上から、地震防災対策用資産の対象に建築物を含めるなど、税制優遇措置を拡充されたい。

2 ． 2005年日本国際博覧会の開催に伴う特例措置の創設

2005年日本国際博覧会（愛・地球博）開催に伴う国有資産等所在市町村交付金の特例措置を創設されたい。

3 ． 中部国際空港に係る法人事業税の特例措置の創設

平成16年4月から導入される法人事業税に係る外形標準課税に関し、中部国際空港株式会社に係る特例措置を創設されたい。

． その他

1 ． 国税・地方税の徴税の簡素化

法人税・所得税（国税）と住民税・事業税（地方税）の徴税業務を一元化し、税額を国ないし地方に一括納税することで、国民の納税業務ならびに国・地方自治体の税務行政の簡素化を図られたい。

以 上